公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１５３号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北８丁目９－１、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町希望が丘１丁目13番３号
債務者　倉本　明義
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末井　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７１１号
大阪府泉佐野市下瓦屋1194番地の２、住民票上の住所大阪府泉佐野市松風台３丁目７番地の１
債務者　皆見伸二郎（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
大阪府岸和田市池尻町73番地　グリーンコーポ川中105号、前住所大阪府岸和田市春木旭町５番18号
債務者　みよし寿司こと　榊原　喜春
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
神戸市西区岩岡町岩岡619番地の58　７－３号、前住所神戸市西区竜が岡２丁目12番地の４
債務者　廣岡　千秋
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三道　政弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
兵庫県明石市魚住町中尾257番地の１　わいわいハイツ104号、前住所兵庫県明石市魚住町西岡1266番地の１　プレステージ明石魚住Ⅳ209号
債務者　新在家　潔
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向山　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
札幌市西区西野５条６丁目12番10号　ハイツ麻102号
債務者　今野佐代子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永戸　暁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３号
三重県四日市市大井手２丁目２番11号　サンヒルズＢ―202、旧住所三重県桑名市大字西別所744―26
債務者　中島　達也
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向山　富雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
神奈川県大和市林間１丁目18番12号　ＲＡＲＡ南林間201
債務者　小林　浩彦
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺澤　恵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１７号
横浜市南区大岡２丁目６番６号　佐藤荘101
債務者　荒牧　輝久
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹森　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５０号
横浜市南区二葉町１丁目１番地11　ガーラ横浜南1006
債務者　金　　知明
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　睦巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４号
北海道苫小牧市大成町１丁目１番１―702号
債務者　松田　弘司
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　邨山　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１１５号
埼玉県深谷市上野台30番地２
債務者　米山　幸彦
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保岡　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第９１号
三重県四日市市桜台２丁目７番地21、前住所三重県四日市市新正２丁目10番７号
債務者　石川　吉郎
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚越　正光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
富山市萩原389番地１　エスペランス・Ｋ201号、前住所岐阜県高山市桐生町１丁目270番地
債務者　向田　直子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３８号
京都市右京区西院月双町７番地　パティオ篠411
債務者　中田　　弘
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　俊則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係